

長浜市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 滋賀県 長浜市

事 業 名 : 公共下水道事業(流域下水道関連)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和4年3月 見直し)

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 令和 7 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年4月1日 (30年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (一部適用)
処理区域内人口密度	32.2人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区 琵琶湖東北部流域下水道		
処 理 場 数	特になし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	特になし		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	日本下水道協会発行の「公共下水道使用料算定の基本的考え方」を基に下水道事業における固定費の基本使用料への配分を行い、現行体系では25%の基本使用料配分比としています。残りの75%を従量使用料として一般家庭における使用実態を考慮し、月100㎡までを3ランクに分けた累進制を採用しています。				
業務用使用料体系の概要・考え方	事業所等の排水については、月750㎡を超える特定事業所については、別途特定排水として従量単価を設け、それ以下の規模の事業所には、100㎡と750㎡の間に2ランクを加えた体系としています。なお、官公署等の事業所については、特定排水単価の適用は行わず、公衆浴場には、300㎡を超える部分について通減単価を用いています。				
その他の使用料体系の概要・考え方	特になし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,458 円(税抜)	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,079 円(税抜)
	令和元年度	2,458 円(税抜)		令和元年度	3,119 円(税抜)
	平成30年度	2,458 円(税抜)		平成30年度	3,138 円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	令和3年度下水道関係職員数 計 22名 公共下水道事業 18名 農業集落排水事業 4名
事 業 運 営 組 織	平成30年度の公共下水道事業法適化に伴い、都市建設部から独立し下水道事業部を設置し、下水道総務課、下水道施設課の2課体制となりました。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在活用はありません。
	イ 指定管理者制度	現在活用はありません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在活用はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在活用はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

長浜市全体の人口について今後減少が予想されており、公共下水道区域についても、今後、ゆるやかに人口減少が進む地域となっています。

(2) 有収水量の予測

上記の人口予測に基づき、一般排水については減少する見込みとなっています。事業所等の特定排水については、現状、新型コロナウイルス感染症対策のため経済活動が縮小していることから、例年に比べ低い水準となっていますが、今後についても現状をベースに試算を行っています。

(3) 使用料収入の見通し

上記、有収水量の予測のとおり算定をしており、人口減少に伴い微減となる見込みです。

(4) 施設の見通し

特になし

(5) 組織の見通し

特になし

3. 経営の基本方針

平成26年度に長浜市における下水道事業における課題を整理し、令和10年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を策定、併せてビジョンを実現するための「長浜市下水道事業中期経営計画」を策定したところです。公共下水道事業は、平成19年をもって概ね全域の整備が完了し、彦根市、長浜市を中心とする4市4町の地域を対象とした流域下水道で処理をしています。当初、県下の生活排水処理は、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域公共下水道事業によって対応するものと考えられておりましたが、昭和55年6月県議会において、農村下水道を都市計画区域外の地域を中心に導入するという方針転換がなされ、農業集落排水事業が推進されました。長浜市では、これらの地域が流域下水道の恩恵を受けるには相当の年数を要することから、昭和56年度以降、農業集落排水事業による整備を進め、平成17年度には55地区の処理施設が完工し、生活環境の向上に寄与してきました。しかし、供用開始後30年を経過する施設が加速度的に増加していくことから、老朽化により高騰する維持管理費への対応として、本来の流域下水道への接続を計画しました。（公共下水道事業については、農業集落排水の接続はありません。）

公共下水道事業の経営については汚水処理原価を使用料単価が上回っており、毎年4億円以上の経常利益が見込めるなど経営の安定化が図れている状況です。今後も現状の使用料収入を維持し、国の基準に基づいた一般会計繰入金を確保することで、経営の安定を図っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	公共下水道事業の下水道管渠については概成しており、今後の投資費用については公共污水ます新規設置等による経費を見込んでいます。 過去に発行した企業債の償還については、順次償還が終了するため、令和4年度をピークに減少する見込みとしています。
-----	---

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	公共下水道事業は維持管理費を使用料収入で回収できており健全経営となっています。国の基準に基づく一般会計繰入金を今後も確保し、今後も健全経営に努めます。
-----	---

使用料収入については、一般排水についてはゆるやかな人口減少に基づき微減とし、特定排水については現状ベースで試算しています。 一般会計繰入金については、現行の基準に基づき試算しています。 長期前受金戻入額については、ほとんどの資産が償却期間中であるため、新規に取得した資産の財源について増額する試算としています。 企業債については、建設改良企業債は今後の施設整備に伴う企業債の発行を試算しています。また、資本費平準化債については過去の施設整備に伴う企業債の償還が順次終了することから、令和9年度を最後に発行が終了する見込みとしています。 国庫補助金については、雨水渠整備事業について計上しています。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

営業費用のうち、人件費、動力費、修繕費等の維持管理費については、農業集落排水からの接続により公共下水道事業会計全体で増加傾向となりますが、農業集落排水からの接続はすべて特定環境保全公共下水道事業への接続になるため、公共下水道事業については現状を基に試算をしています。また、減価償却費については、ほとんどの資産が償却期間中であるため、新規に取得した資産の減価償却費について増額する試算としています。流域下水道への維持管理負担金についても、農業集落排水からの接続はすべて特環境保全公共下水道への接続となるため、現状を基に試算しています。 営業外費用については、過去の整備に伴う企業債の利子償還がありますが、順次償還が終了するため減少する見込みとしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	汚水処理原価を使用料単価が上回っていますが、農業集落排水も含めた下水道全体の一般会計繰入金への依存が高い状況となっています。農業集落排水事業として残る地域の再編等を踏まえた上で下水道事業全体の適正な使用料水準の検討を行う必要があります。
資産活用による収入増加 の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	
職員給与費に関する事項	
動力費に関する事項	
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	本市の事業進捗管理は中期経営計画を中心に行っていることから、次期中期経営計画策定時に、経営戦略を含め中期経営計画と経営戦略の統合を行います。
-------------------------	--